

令和5年度ごみ減量実践事業企画運営業務 企画競争評価基準等

1 本書の目的

本書は、「令和5年度ごみ減量実践事業企画運営業務」（以下、「本業務」という。）に係る公募型企画競争における契約候補者を選定するための評価基準及びその他必要な事項について定めるものである。

2 審査・評価の実施主体

本業務に係る企画提案書の審査・評価は、本市が設置する「令和5年度ごみ減量実践事業企画運営業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において行う。

3 審査方法

委員は、「令和5年度ごみ実践事業企画運営業務 提案説明書」、「令和5年度ごみ減量実践事業企画運営業務 仕様書」及び本企画競争評価基準に基づき、企画提案書の内容を審査し、採点を行う。

委員は企画提案ごとに採点し、各委員の評価点の平均が6割以上で、各委員の評価点の合計が最も高い者を契約候補者とする。

4 審査手順

(1) 一次（書類）審査

企画提案書等の提出された書類のみで評価を行い、ヒアリング審査への参加者を5名程度選考する。この際の選考方法は、企画提案書のみを審査するものとする。

(2) 二次（ヒアリング）審査

企画提案者によるプレゼンテーション及び企画提案者に対するヒアリングを実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

(3) 契約候補者の選定

上記(2)の評価に基づき、契約候補者を選定する。

5 採点の方法

委員は、提案に対し別添「評価基準」により、各項目についてA～Eの5段階評価により採点する。

	20点満点	15点満点	5点満点
A（特に優れている）	20点	15点	5点
B（優れている）	16点	12点	4点
C（普通）	12点	9点	3点
D（やや不十分）	8点	6点	2点
E（不十分）	4点	3点	1点

6 最高得点者が複数となった場合（同点の場合）

契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数あるときは、評価項目1の合計得点が高い方を上位とする。

なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

7 企画提案書の提出が1者からのみであった場合

各委員の評価点の平均が6割以上の場合には契約候補者として選定する。

8 失格となる場合

以下の場合、企画内容を問わず失格とし、以降の評価・採点を行わない。

- (1) 企画提案提出者が告示書及び提案説明書に記載された参加資格の要件を満たしていない場合
- (2) 見積書に記載した金額が、本市の設定する金額を超えた場合
- (3) 実施委員会において不適切と認められた場合

評価基準

評価項目		評価の視点	配点
1	企画全般	企画全体として、事業目標に沿った直接的なごみ減量効果が見込めること、かつ、効率的な事業計画及び企画・運営が提案されているか	20
		事業終了後もごみ減量行動を継続して実践できるなど、今後のごみ減量につながる内容となっているか	20
2	事業者と連携した企画	事業者と連携する提案条件を満たしたうえで、事業者の取組により、ごみ減量につながる効果的な内容となっているか	15
3	若年層を対象とした企画	提案条件を満たしたうえで、若年層にごみ減量の関心を高めていく内容となっていること、かつ、若年層のごみ減量行動につながる工夫がなされているか	15
4	食品ロス及び使い捨てプラスチック削減の企画	提案条件を満たしたうえで、食品ロス及び使い捨てプラスチック削減に向けて効果的・効率的な内容となっているか	15
5	スケジュール	実現性は十分に確保されているか。	5
6	収支計画	提案内容に対する経費の積算は適切で、かつ、予算内で効率的に実施ができる内容となっているか	5
7	業務実施体制	業務実施に十分な体制（人員、連絡体制等）が組まれているか	5
合計			100

【採点基準】

	20点満点	15点満点	5点満点
A（特に優れている）	20点	15点	5点
B（優れている）	16点	12点	4点
C（普通）	12点	9点	3点
D（やや不十分）	8点	6点	2点
E（不十分）	4点	3点	1点